

守谷市教育委員会定例会会議録 令和4年11月

1 日 時 令和4年11月25日(金) 午後1時30分～午後2時37分

2 場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

3 出席者 教育長 町田 香
教育長職務代理者 河原 健
教育委員 寺田 弘
教育委員 萩谷 直美
教育委員 椎名 和良

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部長	小林 伸稔
参事	奈幡 正
教育部次長兼生涯学習課長	福島 晶子
学校教育課長	前川 優子
学校給食センター所長	坂 登司男
中央図書館長	平塚 恭子

6 傍聴人 1名

7 会議に付した事項

(1) 議決事項

議案第47号 学校給食センター運営委員会への諮問について

議案第48号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について

(令和4年度守谷市一般会計補正予算(第6号)(教育委員会所管分))

(2) 協議事項

協議第2号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱に定める援助費の費目及び準要保護認定要件の変更について

(3) 報告事項

報告第6号 損害賠償額の決定及び和解について

報告第7号 成年年齢の引き下げに伴う成人式の名称変更について

報告第8号 守谷市子ども読書活動推進会議委員について

報告第9号 守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係るプロポーザル選定結果について

1	開会宣言	教育長	午後1時30分 開会を宣言
2	傍聴の許可	教育長	本会の傍聴希望者1名の傍聴を許可する。
3	会議録署名委員の指名	教育長	本会の会議録署名人に萩谷委員を指名する。
4	議決事項	教育長	議案第47号「学校給食センター運営委員会への諮問について」説明を求める。
		給食センター長	<p>本案は、守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例第4条第2項の規定に基づき、次の事項について学校給食センター運営委員会へ諮問するものです。</p> <p>今年の9月に、食材費の高騰により、令和4年10月から令和5年3月まで、小・中学校及び給食センター職員(以下、「職員」という。)の給食費を4,536円から4,804円に改定しところですが、物価の高騰が依然として続いていることから、令和5年4月以降につきましても、引き続き改定後の金額(4,804円)とするものです。</p>
		河原委員	<p>今後も物価の高騰が続く状況にあるため、提案内容のとおり諮問すること、さらに、運営委員会において意見が整った場合には、そのとおり進めてもらうことに異議はない。</p> <p>ただ、児童生徒の給食費については、市費による賄材料費への補填があるため、値上げしなくても済んでいるが、来年度以降も値上げの必要はないのか。補填に必要な予算確保が今後も続くのか、見通しを教えてください。</p>
		給食センター長	<p>来年度の賄材料費の予算は、増額補正後の金額で要求しており、現在、財政課と協議を行っています。最終的には議会の議決が必要となりますが、担当レベルでは予算確保はできるものと考えています。</p> <p>したがって、児童生徒の給食費は値上げせずに、現状の質を保つことができる予定です。</p>

河原委員	<p>大変結構なことだと思う。</p> <p>しかし、市の財政から補填されているなら、今後も物価上昇が続けば、児童生徒の給食費も値上げが必要になることも考えられる。</p> <p>そのような場合に、保護者に「急な値上げ」という印象を持たれないよう、物価上昇の状況や市の財政からの賄材料費への補填について、今から情報提供していくことが大切だと思う。</p>
給食センター長	<p>賄材料費への市費の補填については、補正予算に係る議会終了後、保護者に対して各学校を通じてお知らせしていますが、これからも機会があるたびに、伝えていきたいと考えています。</p>
教育長	<p>議案第47号「学校給食センター運営委員会への諮問について」採決する。</p>
採決結果	<p>全員賛成可決</p>
教育長	<p>議案第48号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」は、公表前の情報に関する案件のため非公開としたい。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
教育長	<p>議案第48号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会所管分）」について説明を求める。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。</p> <p>（教育部長による説明）</p>
教育長	<p>議案第48号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会所管分）」について</p>

<p>4 協議事項</p> <p>採決結果</p> <p>教育長</p> <p>学校教育課長</p>	<p>て採決する。</p> <p>全員賛成可決</p> <p>協議第2号「守谷市立小中学校就学援助費交付要綱に定める援助費の費目及び準要保護認定要件の変更について」説明を求める。</p> <p>小中学校における就学援助制度は、学校教育法第19条に基づき、生活保護を受給しているまたはそれに近い状態にあるなど、経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費等、就学のために必要な費用の一部を支給する制度です。</p> <p>今回、援助費目にクラブ活動費を追加すること、また、準要保護の認定要件を変更することについて事務局案を作成しましたので協議を求めるものです。</p> <p>はじめに、援助費目の変更について説明します。学校活動における部活動の意義は、体力や技能の向上、人間関係の構築、自己肯定感等の涵養など様々であり、今後、部活動の地域移行に伴い、より内容の充実が図られることが想定される中で、経済的な理由で参加できない生徒が生じることがないように、援助費目にクラブ活動に係る経費を追加したいと考えています。</p> <p>対象経費の考え方や交付額は、国の要綱のとおり、部活動の実施のために必要な用具等で保護者が一律に負担することとなる経費を考えています。</p> <p>また、上限額は、補助金の予算単価の上限（令和4年度は30,150円）と同額にしたいと考えています。なお、この額は、現在の市内中学校の部費の平均価格を賄える金額です。</p> <p>ちなみに、県内でクラブ活動費を援助費の対象としている自治体は、43自治体のうち15自治体あり、その多くで、この援助費の上限は事務局案と同様（補助金の予算単価の上限）に設定されています。</p> <p>また、具体的な対象経費は、部費のほか、学校を通じて一律に購入するユニフォームなどを想定して</p>
--	---

いますが、詳細は、要綱制定までに決定したいと考えています。

続いて、準要保護認定要件の変更について説明します。現在、準要保護認定基準額（所得制限額）は、生活保護基準額に1.2の係数を掛けた金額としています。この係数が、近隣自治体より低いことから、5月の定例会で見直しの必要性について御意見をいただいたところです。

その後の調査で、生活保護水準が同水準である県内のほかの自治体と比較したところ、最も多く採用されている係数が1.3であること、また国の調査において、全国で最も多く用いられている係数は1.3であることが判明しましたので、係数を現在の1.2から1.3に引き上げたいと考えています。

ちなみに、今年度の申請者のうち、所得金額が基準額を超えているため非認定となった世帯は21世帯ありますが、この中で、係数を1.3に引き上げることで認定になる世帯はありませんでした。

ただ、係数を1.35に引き上げた場合は2世帯、1.4に引き上げた場合は3世帯、1.5に引き上げた場合は6世帯が追加認定されることとなります。

金額のイメージは、小学生1人、中学生1人の子ども2人と40代の両親の4人家族で借家住まいの世帯をモデルケースとした場合、現在の係数（1.2）の場合の基準額は246.3万円となります。これが係数を1.3にした場合は266.5万円、1.35にした場合は276.5万円、1.4にした場合は286.6万円となり、さらに1.5まで引き上げた場合には306.8万円となる計算です。

いずれも、適用は来年3月からを予定しており、事務局案としては、援助費目にクラブ活動費を追加し、また、準要保護認定基準額の算定に用いる係数を1.3にしたいと考えています。

河原委員

義務教育を全ての子どもたちに提供するにあたり、この制度は非常に重要な制度だと捉えている。憲法に保障された教育の権利を保障するものであり、それぞれの義務教育は無償にすると書かれたその文言にも関わってくる。

援助費目にクラブ活動費を追加し、準要保護認定基準額算定に用いる係数を1.3に引き上げることは、支援の幅を広げることになるため、全く反対する理由はない。財政的に可能であれば、反対する人はいないと思う。

ただ、様々な費用の中でどういったものを支援すべきか、就学援助のトータルとしてどんな項目を支援していけば、子どもや保護者に一番役に立つのかについて、十分考えながら進めていく必要がある。

また、就学援助に該当しない世帯であっても、できるだけ負担が減るよう公費で賄うことを考えていくことが、考え方の方向性としては正しいと思っている。

例えば、部活動費では、足のサイズ計測が必要なシューズなどは、個人が購入するしかないと思うが、ユニフォームなどであれば、市の予算で購入し学校の備え付けにすることも考えられる。

また、全て揃えると高額になる剣道の用具は、名前を入れる垂れのみを個人が購入し、それ以外の用具を学校の備付けにするなど、就学援助認定の有無にかかわらず、保護者の負担を軽減できる方策を組み合わせながら、義務教育における保護者の負担軽減や支援について考えてほしい。

今回提案のあったクラブ活動費の援助費目への追加や準要保護認定基準額算定に用いる係数の引き上げは、大変結構なことだと思う。

教育長

係数を、1.3とすることについてはどうか。

河原委員

1.3が適切であるかどうかは、非常に微妙だと感じている。

守谷市においては、就学援助を受けている児童生徒の割合は、全体の4.5%程度と認識している。この割合が、20%や30%になる自治体では、財政上の関係からその係数を1.1や1.2に引き締めることがあるようだが、守谷市では、係数を1.3に引き上げても認定者の増加はなく、比較的各世帯の所得状況が安定している状況にある。

この状況であれば、学校に備付けが可能なものを公費負担で賄うなどして、保護者負担を全体的に軽

5 報告事項		減できるような施策を採用していくべきだと考えている。
	寺田委員	現在の係数を1.2から1.3に引き上げることで、所得制限額が緩和され、支援対象者が拡大されることは結構なことだと思う。 一点、資料2ページに記載された自治体の状況にある、2級地、3級地の違いについて伺いたい。
	学校教育課長	この級地制度は、地域ごとの立地特性や生活様式などに応じて生じる物価や生活水準の差を、生活保護の支給額に反映させるためのものです。 具体的に、2級地-1や3級地-1で、物価的などの程度の差が生じるかは、現時点では把握していません。
	寺田委員	係数だけの比較ではなく、実際の準要保護認定基準額も比較した上で、近隣自治体とのバランスを取りながら見直しを進めてほしい。
	学校教育課長	課内検討時においても、係数を1.3にすることが適切かどうかといった意見もありましたので、寺田委員の御指摘のとおり、金額面について近隣自治体との比較を行い、再検討した上で、事務局案をお示ししたいと思います。
	教育長	この協議による追加検討事項や運用に必要な事項については、再度、事務局で検討してもらうことになるが、全体的な流れや方向性についてはこれで良いか。
	委員等	異議なし
	教育長	報告第6号「損害賠償額の決定及び和解について」は、個人情報が含まれる案件のため非公開としたい。
	各委員 教育長	異議なし 報告第6号「損害賠償額の決定及び和解について」報告を求める。

	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。</p> <p>（学校教育課長による説明）</p>
教育長	<p>報告第7号「成年年齢の引き下げに伴う成人式の名称変更について」報告を求める。</p>
生涯学習課長	<p>令和4年4月1日の民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年以降の成人式の対象年齢は、市長に決定を求め、従来どおり20歳の方を対象として記念式典を実施することに決定しています。</p> <p>式典の名称については、4月の定例会で、式典の内容や目的に立ち返り、運営協力員と一緒によく検討するようにとの御意見をいただきました。そこで、市内の中学生にアンケートを行い、その結果を参考に式典運営協力員会議で検討した結果、新たな名称として、「二十歳の記念式典」に決定しました。</p> <p>なお、この名称は、令和5年1月8日に開催する式典から使用いたします。</p>
河原委員	<p>分かりやすく、良い名称だと思う。</p>
椎名委員	<p>この名称は、来年度以降も継続して使用するのか。</p>
生涯学習課長	<p>運営協力員の意向によりサブタイトルなどをつけることも考えられますが、基本的にはこの名称を使用することになります。</p>
教育長	<p>報告第8号「守谷市子ども読書活動推進会議委員について」報告を求める。</p>
中央図書館長	<p>守谷市子ども読書活動推進会議設置要綱第3条に基づき、守谷市子ども読書活動推進会議委員を委嘱または任命しましたので報告いたします。委員の任期は令和4年12月1日から次期推進計画策定まで</p>

		となります。
	質疑・意見等	なし
	教育長	報告第9号「守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係るプロポーザル選定結果について」報告を求める。
	中央図書館長	<p>守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係るプロポーザル選定結果について報告いたします。</p> <p>選定にあたり、図書館業務及び人材派遣業務を行っている事業者で、かつ守谷市に指名参加登録がある5社を指名し、プロポーザルの参加者を募集しましたが、4事業者が辞退となり、株式会社明日葉のみの選考となりました。</p> <p>選考では、満点が200点となるよう評価項目別に配点し、7人の採点者の点数を平均して審査点を求め、総得点が6割以上（120点以上）となることを可否の基準といたしました。</p> <p>審査の結果、株式会社明日葉は129.6点を獲得し、特定者に選定されました。</p> <p>今後、11月30日までに株式会社明日葉へ選定結果を通知し、契約の手続きを行うこととなります。</p> <p>ちなみに、事業期間は、令和5年4月1日（事業開始日）から令和7年3月31日までとなります。</p>
	質疑・意見等	なし
6	閉会宣言	<p>教育長</p> <p>次回の定例会の日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和4年12月23日（金曜日） 午後1時30分～ ・場所 全員協議会室 午後2時37分 閉会を宣言